

令和7年4月4日

各位

建設業労働災害防止協会和歌山県支部

「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（6時間）」開催のご案内

当支部の業務運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降、安全帯は「墜落制止用器具」に名称変更され、フルハーネス型安全帯使用が原則となります。

同規則等の改正に伴い、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務については、特別教育の受講が義務付けられます。

当支部では、標記の講習を下記の要領にて実施することとしましたので、事業者におかれましては、関係各位への周知とともに早期に受講して頂けるようご配慮をお願いいたしますと共に、ご案内いたします。

記

1. 講習日時 令和7年5月15日（木） 10:00～17:05
2. 講習場所 和歌山県建設会館3階
〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1-1-8 TEL:073-436-1327
3. 受講料 9,185円（税込、受講料8,250円・テキスト代935円）
4. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて下記にお申込下さい。
口座振込みをご希望の場合は当支部まで連絡ください。
（申込先）建設業労働災害防止協会和歌山県支部
〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1-1-8 TEL:073-436-1327
（予約開始日時）令和7年4月14日（月） 9:00～
※すでに「教育手帳」をお持ちの方は当日受付に提出してください。
5. 募集定員 42名
6. 受講対象者 18歳以上の方

※すでに、フルハーネス型安全帯をお持ちの方は持参ください。

※尚、受講申込書に記入して頂いた、氏名、生年月日等は当教育以外では使用いたしません。

※申込み後キャンセルされる場合は、開催3日前までにご連絡下さい。それ以降の場合は返金できませんのでご注意ください。

※その他、不明な点がございましたら建災防和歌山県支部（TEL:073-436-1327）までご連絡下さい。

以上